

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

岩手県議会議長 田村 誠

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県議会公印規程（昭和44年岩手県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該文書に係る<u>決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。</u></p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該文書と原議とを照合し、押印を<u>適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。